

情報提供日	2025 年(令和 7 年)5 月 29 日
問い合わせ先	総 務 局 職 員 室
	078-918-5006 (内線 2427)

職 員 の 処 分 に つ い て

以下のとおり、懲戒処分を発令を行いましたので、お知らせします。

1 事案の概要

被処分者は、令和 7 年 1 月中旬の閉庁日に勤務していた際、庁舎内の女子トイレに侵入し、トイレを利用中であった女性職員をスマートフォンで盗撮したもの。

2 処分対象者及び内容

対 象 者	処 分
総務局 係長 (47 歳)	停職 5 月

3 処分発令日

令和 7 年 5 月 29 日

4 その他

被処分者は事案発覚後、退職を願い出ており、市は、処分発令日付で退職を認めました。